

[事案 30-65] 新契約無効等請求

・平成 31 年 4 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

保険料に適用される為替レートについて募集人から誤った説明を受けたこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に契約した米ドル建積立利率変動型終身保険について、第 1 回保険料を円貨に換算する際に適用される為替レートが、契約申込日の為替レートなのか、クレジットカード会社のカード代金引落とし日の為替レートなのか、乗合代理店の募集人に質問したところ、申込日の為替レートが適用されると誤説明を受け、申込みをしたが、実際は異なり、為替差損が発生したことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。また、保険会社との話し合いの過程で受けた強いストレス等に対する精神的苦痛について、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料クレジットカード払特約を付加した場合にはクレジットカード会社の使用する為替レートで円貨に換算した金額を支払うことと明記された申込書において、申立人の了承印がある。
- (2) 募集人は一貫して、初回保険料に適用される為替レートについて断定的な説明はしていないと述べている。
- (3) 申込手続日の、募集人と当社支援部門との通話記録によれば、当社支援部門は、クレジットカード会社が定めるレートになると説明し、募集人は了解していることから、募集人が誤説明をしたとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人は、募集人の誤説明により、申込日の為替レートが適用されると誤信していた可能性が高いと認められ、募集人はより慎重な対応を行うべきであったこと、申立人の苦情申出後の募集人および保険会社の対応によって紛争が長期化したこと等から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。